

事務所ニュース

NO 121 号

上半期施行の主な改正事項

◆労働法関連

今年4月1日より、「雇入れ時・契約更新時の労働条件に関する説明義務化」や「正社員との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲拡大」等を内容とする改正パート労働法が施行されます。

また、6月1日より、重大な労働災害を繰り返す企業に改善計画を提出させるほか、その指示に従わない企業名公表等を内容とする改正労働安全衛生法が施行されます。

なお、同改正によるストレスチェック制度導入は12月1日です。

◆労働保険関連

4月1日より、労災保険率が全54業種平均で4.8/1000から4.7/1000へと0.1/1000引下げとなります。なお、一人親方等の特別加入に係る第2種特別加入保険料率、海外勤務者の特別加入に係る第3種特別加入保険料率も改定されます。また、労務費率の改定、請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止も、同日施行されます。

なお、雇用保険料率は据置きの方針で、一般13.5/1000、農林水産清酒製造15.5/1000、建設16.5/1000です。

◆助成金・奨励金関連

2月より、「中小企業両立支援助成金」に育休復帰支援プランが新設され、「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰プラン」を策定・導入し、対象労働者が育休を取得・職場復帰した場合に助成金が支給されることとなります。

このほか、「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」、「労働環境向上助成金」、「キャリア形成促進助成金」、「建設労働者確保育成助成金」等の改正も見込まれています。

◆社会保険関連

健康保険関連として、1月1日より、高額療養費制度が改正（70歳未満の所得区分が細分化）されています。

年金保険関連として、昨年4月分から実施されている年金額の特例水準解消について、残る0.5%分の解消による改定が4月分より行われる予定です。なお、年金額は1月末に公表される全国消費者物価指数の動向により決定されます。

転職者の離職理由・賃金の変化

◆厚労省による調査

厚生労働省が平成26年上半期「雇用動向調査」（1～6月）の結果を発表しました。全国の主要産業における入職者、離職者に関する状況等を調査しています。

◆入職者数・離職者数は？

入職者数（常用労働者のうち事業所が新たに採用した者）は492万人（一般労働者292万人・パート労働者200万人）、離職者数は398万人（一般労働者239万人・パート労働者159万人）となりました。この結果、常用労働者数は、約95万人の増加となっています（事業所の新設や閉鎖等の影響を除く）。

入職率（年初の常用労働者数に対する入職者の割合）は10.7%（一般労働者8.5%、パート労働者17.0%、前年同期9.4%）、離職率（年初の常用労働者数に対する離職

数の割合)は8.6%(一般労働者7.0%、パート労働者13.5%、同8.9%)で、比較可能な平成16年以降で最も高くなりました。

◆転職入職者の状況について

次に、転職入職者(入職前1年間に就業経験のある者をいう)の雇用状況をみてみましょう。

転職入職率は、年齢階級別にみると、男性は20~24歳が最も高く、45~49歳にかけておおむね低下傾向となっていますが、50~64歳にかけて上昇しています。

女性の場合は、29歳以下の各年齢階級で10%を超え、30歳以上の各年齢階級では年齢が上がることもおおむね低下しています。

◆転職入職者が“前職を辞めた理由”のトップは？

男女とも、「その他の理由」以外で前職を辞めた理由として、「定年・契約期間の満了」(男性18.0%、女性14.1%)が最も高く、「労働時間等の労働条件が悪い」(男性9.6%、女性12.4%)が続いています。

上昇幅が一番大きかったのは、男女とも「その他の理由」以外では「仕事の内容に興味を持たず」でした(男性1.8ポイント増、女性2.1ポイント増)。

◆転職入職者の賃金はどう変わった？

前職の賃金に比べ、「増加」した割合は37.3%(前年同期33.0%)、うち「1割以上増加」した割合は25.4%(同23.1%)でした。反対に、「減少」した割合は32.2%(同33.0%)で、うち「1割以上減少」の割合は24.6%(同25.4%)となっています。

賃金が「変わらない」とした人の割合は29.4%(同32.6%)でした。

平成27年からの長時間労働対策

◆「過重労働等撲滅チーム」の取組み

昨年9月、「長時間労働削減推進本部」が厚生労働省内に設置され、長時間労働対策が強化される方針が示されました。

この推進本部の中の「過重労働等撲滅チーム」による施策として、平成27年1月から具体的な取組みが行われます。

◆1月からの主な取組み

(1)月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

「時間外労働時間数が1カ月100時間を超えていると考えられる事業場」や「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場」を対象とした、労働基準監督署による監督指導(立入調査)が徹底されます。

法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応(送検した場合には企業名等を公表)することです。

(2)インターネットによる情報監視

厚生労働省がインターネット上の求人情報等を監視・収集し、その情報を労働基準監督署による監督指導等に活用されます(平成27年度からの本格実施に向けて、平成27年1月から試行的に実施)。

高収入を謳う求人、求人を繰り返すもの等の過重労働が疑われる求人事案に着目して行われるようです。

(3)メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルスの一層の向上を目指し、都道府県労働局において次の取組みを実施します。

- ・ストレスチェック制度の周知(改正労働安全衛生法により平成27年12月から施行)
- ・ストレスチェックおよび面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修(

2月の税務と労働の手続き続

- 2月2日
 - ・法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>
 - ・給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>
 - ・健保・厚年保険料の納付
 - ・労働保険料納付<延納第3期分>
 - ・外国人雇用状況報告(被保険者でない場合)
- 10日
 - ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
 - ・雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 10日
 - ・所得税の確定申告受付開始
- 3月2日
 - ・健保・厚年保険料の納付
 - ・外国人雇用状況報告(被保険者でない場合)